魚沼市週休2日取得モデル工事(令6年4月試行)実施要領【土木工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日(4週8休相当)^{*1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日(4週8休相当)を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日(4週8休相当)とは、対象期間(年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く)の 28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

当初設計額が10,000千円以上の土木工事で受注者が希望した工事を対象とする。工事着手前に 受注者が週休2日に取り組む旨を発注者に協議し、4週8休相当以上の現場閉所に取り組むもの とする。

当初設計書では補正を行わず、現場閉所状況に応じて設計変更により増額変更する。

3 適用日

令和6年4月1日以降に入札の公告又は入札の通知を行う土木工事に適用する。

4 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- (2) 現場施工期間が<u>休工日を含めて7日間未満</u>の工事。
 - なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」 に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に 試行対象工事とすることができる。
- (例)現場条件(出水期間内の施工、関連工事との工程調整等)により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

5 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

【工事現場】

- (1) 原則、対象工事現場において、完全週休2日*2の現場閉所*3を確保することとするが、 警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- (2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日(4週8休相当以上)の現場閉所を確保するものとする。
 - ※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。
 - ※3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【技術者】

(3) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日(4週8休相当)を確保するものとする。(内業のみの日は勤務日として扱う。)

6 試行の流れ

(1) 工事発注時

- ア 発注者は「週休2日取得モデル工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- イ 設計書に「『週休2日取得モデル工事』(令和6年4月試行)特記仕様書【土木工事】」を 添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

- (ア)受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿 により監督員と協議を行う。
- (イ)協議が整った場合は、魚沼市「週休2日取得モデル工事」特記仕様書(令和6年4月試行) 【土木工事】により実施する。

(3) 初回打合せ~実績確認

- ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる 工程表^{*4}(任意様式)を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。
 - ※ 工事現場は4週8休相当以上の計画を原則とする。
 - ※ 「週休2日取得モデル工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。
 - ※4 休日に偏り等(工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定)が生じないよう、 留意すること。
- イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場 に掲示する。

- ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数(b) ≥ 実施対象期間(a) *5 から算出される現場閉所日数 (= 実施対象期間(a) × 8 / 2 8)

- ※5 実施対象期間(a)とは、現場着手日^{*6} から現場完了日^{*7} のうち、年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等^{*8} を除いた期間をいう。
- ※6 現場着手目とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した目をいう。
- ※7 現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。
- ※8 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記期間が含まれる。
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事事故等による不稼働期間
 - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 ≥ 実施対象期間(e)^{※9} から算出される対象者休日日数 (= 実施対象期間(e)×8/28)

※9 実施対象期間(e)とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※8}を除いた期間をいう。

【参考イメージ】



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(4) 設計変更

発注者は現場閉所状況を確認し、以下の表に基づき、労務費・機械経費(賃料)・間接工事費率に該当する補正係数を乗じ増額変更する。現場閉所が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

 分務費
 1.05

 機械経費(賃料)
 1.04

 共通仮設費率
 1.04

 現場管理費率
 1.06

補正係数の一覧表

(5) 竣工検査

受注者は、上記 6 (3) オで監督員に提出済みの「工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)」を竣工書類に添付する。

(6) 工事成績評定

魚沼市請負工事成績評定実施要領において評価する。

工事成績の評定対象とする工事は、当初請負金額が500万円以上の請負工事とする。現場閉所状況に応じて下記「工事成績の加点方法の一覧表」により評価する。

ア 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当)のみが加点対象となるため、留意すること。

- ① 技術者が週休2日(4週8休相当)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- ② 工事現場が週休2日(4週8休相当)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- ③ 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日(4週8休相当)を達成した場合は、加 点対象項目のみに加点評価する。

④ 技術者及び工事現場ともに週休2日(4週8休相当)を達成した場合、「創意工夫」項目 及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点方法の一覧表

創意工夫 (監督員)	社会性 (総括監督員)	合計得点
技術者が週休2日(4週8休	工事現場が週休2日(4週8休	
相当)を達成	相当)を達成	
+3点(+1.2点)	+5点(+1.0点)	+2. 2点

魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】 特記仕様書

本工事は、魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】 の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

協議により試行する場合は、「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月 試行)実施要領【土木工事】」に基づき行う。

実施要領は、魚沼市ホームページから入手できる。

(https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1020722.html)